

所得  市県民税	申告期間
	2月16日(金)～3月15日(木)
の申告が始まります	
厚狭税務署個人課税部門 (☎ 72-0162) 税務課市民税係 (☎ 82-1125)	

平成 18 年分の所得税の**確定申告**，平成 19 年度分の**市県民税の申告**が始まります。
 申告期間は **2 月 16 日(金)～3 月 15 日(木)**ですが，還付申告の人は 2 月 15 日以前でも厚
 狭税務署（会場：社会福祉協議会山陽支所）で申告することができます。申告書は自分
 で作成していただきます。早めに書いて早めに提出しましょう。



確認しましょう

申告に必要なもの

- ①印判（スタンプ印は不可）
- ②電卓・筆記用具
- ③申告書（送付されている場合）
- ④給与や公的年金等の源泉徴収票など
 事業や農業をしている人や不動産収入のある人は，帳簿など収入と支出の明細がわかるもの（収支内訳書）を作成してください。
- ⑤控除を受ける場合に必要な書類
 - ▶配偶者特別控除 配偶者の所得金額がわかるもの（源泉徴収票など）
 - ▶医療費控除 支払った医療費の領収書やレシート，保険などで補てんされる金額の明細書（領収書等は整理し，内訳書に記入の上持参してください）
 - ▶社会保険料控除 国民年金・国民健康保険料などの払込証明書
 - ▶生命保険料控除・損害保険料控除 支払保険料の払込証明書
 - ▶障害者控除 障害者手帳，要介護による市の認定証（※ 1）など
 - ▶住宅借入金等特別控除 住民票の写し，登記簿謄（抄）本，売買契約書または請負契約書の写し，住宅取得資金に係る借入金の年末残高証明書など
- ◎その他の控除について，詳しくはお問い合わせください。

申告相談の日程のご案内

各会場とも，初日および午前中は込み合います。また，会場の駐車場には限りがありますので来場の際は公共交通機関をご利用ください。

●確定申告相談 【問い合わせ先】厚狭税務署

厚狭税務署の確定申告相談会場は，社会福祉協議会山陽支所（総合事務所西側の福祉会館 2 階）です。なお，下記期間中は厚狭税務署での申告相談は行いませんのでご注意ください。

▶税務署相談 9:00～16:00

会場	期間
社会福祉協議会山陽支所 (福祉会館 2 階)	2 月 16 日(金)～3 月 15 日(木) (土・日を除く)

※昨年と場所が変わりました。

●市県民税申告・確定申告相談

【問い合わせ先】 税務課市民税係

確定申告は，内容によっては以下の会場では受けられない場合があります。

▶本庁常時相談 9:00～16:30

会場	期間
市役所 3 階大会議室	2 月 16 日(金)～3 月 15 日(木) (土・日を除く)

▶出張等相談 9:30～16:00

会場	期間
本山公民館研修室	2 月 16 日(金)・19 日(月)
埴生公民館 2 階大講堂	2 月 20 日(火)～23 日(金)
厚陽公民館 2 階講堂	2 月 26 日(月)・27 日(火)
商工センター 2 階大会議室	3 月 5 日(月)・6 日(火)
赤崎公民館第 1 研修室	3 月 7 日(水)～9 日(金)
保健センター 2 階集団指導室 (総合事務所隣接)	2 月 28 日(水)～3 月 2 日(金) 3 月 11 日(日)～13 日(火)
市役所 1 階ロビー	3 月 10 日(土)
有帆公民館会議室	3 月 14 日(水)